

## 過疎対策の沿革

昭和 30 年代以降の高度経済成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農山漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎問題が発生しました。

これに対処するため、昭和 45 年に議員立法により 10 年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定されました。この法律においては、年率 2% を超える人口減少が続く中で、人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域 (= 過疎地域) について、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することが目的とされました。

昭和 50 年代に入ると人口減少率自体は落ち着いてきましたが、人口が著しく減少したことにより、地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にあることが過疎地域の課題として捉えられ、こうした地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的に昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法が制定されました。

平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法においては、人口減少そのものだけでなく、過去の著しい人口減少に起因して若者が少なく高齢者が多いという人口の年齢構成の偏りにより、地域の活力が低下していることを過疎問題と捉え、将来に向かって活性化するための対策を講じ、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することがその目的とされました。

平成 12 年 4 月 1 日、平成 21 年度までの 10 年間の時限立法として施行された過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他地域と比較して低位にある過疎地域の自立促進を図ることにより、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正に寄与するという従来からの目的に加え、過疎地域が、豊かな自然環境に恵まれた 21 世紀にふさわしい生活空間としての役割を果たすとともに、地域産業と地域文化の振興等による個性豊かで自立的な地域社会を構築することにより、我が国が全体として多様で変化に富んだ、美しく風格ある国土となっていくことに寄与することも目的としているところです。

このように 4 次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法の下、これ

まで過疎地域市町村を中心に、関係都道府県、国の 3 者が一体となって時代に  
対応した過疎対策に取り組み、一定の成果を上げてきましたが、過疎地域は、  
公共施設の整備水準等について全国との差がなお存在するほか、財政状況は厳  
しく、著しい人口減少と高齢化の進展、将来の維持が危ぶまれる集落の発生な  
どの様々な問題に直面しています。一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や  
水、エネルギーの供給、国土の保全など、国民全体の安全・安心な生活を支え  
る重要な公益的機能を有しています。

こうしたことを踏まえ、失効期限の 6 年間延長、過疎地域の要件の追加、過  
疎対策事業債のソフト事業への拡充・対象施設の追加などを内容とする「過疎  
地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成 22 年 4 月 1 日に施行さ  
れました。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生により、被災市町村において、過  
疎地域自立促進市町村計画に基づく事業の進捗に大幅な遅れが生じることが想  
定されるなど法の期限内に総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状  
況が生じたことを踏まえ、失効期限の 5 年間延長を内容とする「過疎地域自立  
促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成 24 年 6 月 27 日に施行されまし  
た。本改正により、現行法の有効期限は平成 33 年 3 月末日までとなっています。

さらに、平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法の改正の際に、過疎地域の  
厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法施行後 3 年  
を目処として、平成 22 年の国勢調査の結果及び地方分権改革の進展状況等を勘  
案し、必要な措置を講ずる旨の衆議院総務委員会の委員会決議及び参議院総務  
委員会の附帯決議が行われたことを受け、過疎地域の現状を踏まえ、平成 22 年  
の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債の対象施  
設の追加を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」  
が平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。

その後、平成 28 年 10 月に平成 27 年の国勢調査の結果が公表されたことを契  
機として、過疎対策の実施状況を踏まえつつ、現行法の見直しに向け、会派間  
で協議が進められた結果、平成 27 年の国勢調査の結果を用いた過疎地域の要件  
を追加するとともに、過疎対策事業債の対象施設の拡充、減価償却の特例及び  
地方税の課税免除等に伴う措置の拡充等を内容とする「過疎地域自立促進特別  
措置法の一部を改正する法律」が平成 29 年 4 月 1 日に施行されました。